西北加市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

人

	◇告示	ページ
0	北九州都市計画地区計画の変更(2件)【建築都市局計画部都市計画	
_	課】	3200
0	道路の区域変更【建設局総務部管理課】	3 2 0 2
0	道路の区域決定【建設局総務部管理課】	3203
0	障害者自立支援法及び児童福祉法による指定障害福祉サービス事業者 及び指定障害児通所支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害福	
	社課】	3 2 0 4
0	障害者自立支援法及び児童福祉法による指定障害福祉サービス及び指 定通所支援の事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	3206
0	北九州都市計画公園の変更【建設局公園緑地部緑政課】	3208
	◇ 公 告	
0	大規模小売店舗立地法による意見の概要の縦覧【産業経済局地域産業 振興部商業振興課】	3 2 0 9
	◇ 上下水道局	
0	一般競争入札による市有財産の売払い【上下水道局総務経営部経営企 画課】	3211
		J _ 1 1

北九州市告示第446号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する 同法第19条第1項の規定により、北九州都市計画を変更したので、同法第2 1条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示 し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧 に供する。

平成24年12月14日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画の種類、名称及び区域
 - (1) 都市計画の種類 地区計画
 - (2) 都市計画の名称及び区域

名 称	区域
上葛原東地区地区計	小倉南区上葛原一丁目、上葛原二丁目及び葛原
画	元町三丁目地内
青葉台サイエンスパ	若松区青葉台西六丁目地内
ーク地区計画	
西折尾町地区地区計	八幡西区西折尾町地内
画	

2 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市建築都市局計画部都市計画課 北九州市告示第447号

高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の一部改正に伴い、北九州都市計画を変更したので、次のとおり告示し、都市計画法(昭和43年法律第100号)第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成24年12月14日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画の種類、名称及び区域
 - (1) 都市計画の種類地区計画
 - (2) 都市計画の名称及び区域

名 称	区 域
曽根地区地区計画	北九州市小倉南区大字曽根及び曽根北町地内

2 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示第448号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年12月14日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
1034	伊川 2 3 号線	前	北九州市門司区大字伊川 397番1から 北九州市門司区大字伊川 419番5地先まで	5. 0	48. 7
		後	北九州市門司区大字伊川 397番1から 北九州市門司区大字伊川 419番5地先まで	6. 0	48. 7
1052	伊川 4 1 号線	前	北九州市門司区大字伊川 411番16地先から 北九州市門司区大字伊川 419番1まで	3. 8	58.9
		後	北九州市門司区大字伊川 411番16地先から 北九州市門司区大字伊川 419番1まで	6. 5	59. 4

北九州市告示第449号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のと おり道路の区域を決定する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において 、一般の縦覧に供する。

平成24年12月14日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
1050	伊川 3 9 号線	北九州市門司区大字伊川28 2番4地先から 北九州市門司区大字伊川31 1番1まで	6. 0	51.9

北九州市告示第450号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第36条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者を指定したので、障害者自立支援法第51条第1号及び児童福祉法第21条の5の24第1号の規定により次のとおり告示する。

平成24年12月14日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者(同行援護)

事業所又は施設の	事業所又は施設の設置者	事業の主	事業所番号
名称及び所在地	の名称、主たる事務所の	たる対象	
	所在地及び代表者名	者	
シルバーサービス	有限会社お助けマン	特定無し	4016400113
お助けマン	北九州市戸畑区丸町二丁		
北九州市戸畑区丸	目5番10号		
町二丁目5番10	取締役 佐田 剛		.
号			

(2) 指定障害児通所支援事業者(児童発達支援)

事業所又は施設の	事業所又は施設の設置者	事業の主	事業所番号
名称及び所在地	の名称、主たる事務所の	たる対象	
	所在地及び代表者名	者	
児童発達支援事業	株式会社メリー・ハウス	重症心身	4056600010
所 メリー・ハウ	北九州市八幡東区上本町	障害児以	
ス	一丁目8番19号	外	
北九州市八幡東区	代表取締役 元永武志		
上本町一丁目8番			
1 0 号			

(3) 指定障害児通所支援事業者(放課後等デイサービス)

事業所又は施設の	事業所又は施設の設置者	事業の主	事業所番号
名称及び所在地	の名称、主たる事務所の	たる対象	
	所在地及び代表者名	者	
放課後等デイサー	株式会社メリー・ハウス	重症心身	4056600010
ピスーメリー・ハ	北九州市八幡東区上本町	障害児以	

ウス	一丁目8番19号	外	
北九州市八幡東区	代表取締役 元永武志		
上本町一丁目8番			
10号			
星の子	株式会社晴天	重症心身	4057801500
北九州市小倉北区	北九州市小倉北区木町二	障害児以	
木町四丁目15番	丁目8番4号	外	
3 号	代表取締役 岸 葉子		

2 指定年月日 平成24年12月1日

北九州市告示第451号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第2項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の19第2項の規定による指定障害福祉サービス及び指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、障害者自立支援法第51条第2号及び児童福祉法第21条の5の24第2号の規定により次のとおり告示する。

平成24年12月14日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者(居宅介護)

事業所又は施設の	事業所又は施設の設置者	事業の主	事業所番号
名称及び所在地	の名称、主たる事務所の	たる対象	. ,
	所在地及び代表者名	者	
ケアライフKID	株式会社ケアライフKI	身体障害	4016700488
0	DO	者、知的	
北九州市八幡西区	北九州市八幡西区茶屋の	障害者及	
茶屋の原三丁目1	原三丁目15番12号	び精神障	
5番12号	代表取締役 幾度あけみ	害者	

(2) 指定障害福祉サービス事業者(重度訪問介護)

事業所又は施設の	事業所又は施設の設置者	事業の主	事業所番号
名称及び所在地	の名称、主たる事務所の	たる対象	
	所在地及び代表者名	者	
ケアライフKID	株式会社ケアライフKI	特定無し	4016700488
0	DO		
北九州市八幡西区	北九州市八幡西区茶屋の		
茶屋の原三丁目1	原三丁目15番12号		
5番12号	代表取締役 幾度あけみ		

(3) 指定障害児通所支援事業者(児童発達支援)

事業所又は施設の	事業所又は施設の設置者	事業の主	事業所番号
名称及び所在地	の名称、主たる事務所の	たる対象	
	所在地及び代表者名	者	
児童発達支援事業	株式会社メリー・ハウス	重症心身	4056600010
所 メリー・ハウ	北九州市八幡東区上本町	障害児以	
ス	一丁目8番19号	外	

北九州市八幡東区	代表取締役	元永武志	
上本町一丁目8番			
10号			

(4) 指定障害児通所支援事業者(放課後等デイサービス)

事業所又は施設の	事業所又は施設の設置者	事業の主	事業所番号
名称及び所在地	の名称、主たる事務所の	たる対象	
	所在地及び代表者名	者	
放課後等デイサー	株式会社メリー・ハウス	重症心身	4056600010
ビス メリー・ハ	北九州市八幡東区上本町	障害児以	
ウス	一丁目8番19号	外	
北九州市八幡東区	代表取締役 元永武志		
上本町一丁目8番			
10号			

2 事業廃止年月日 平成24年11月30日

北九州市告示第452号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する 同法第19条第1項の規定により北九州都市計画を変更したので、同法第21 条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し 、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に 供する。

平成24年12月14日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画の種類 公園
- 2 都市計画を変更する都市計画の名称 2・2・266号長行2号公園を、2・2・266号長尾六丁目公園に名称を改める。
- 3 都市計画を変更する土地の区域2・2・266号 長尾六丁目公園変更する部分 北九州市小倉南区長尾六丁目の一部
- 4 都市計画の案の縦覧場所北九州市小倉北区城内1番1号北九州市建設局公園緑地部緑政課

北九州市公告第859号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第2項の規定による 意見書の提出があったので、同条第3項により、次のとおり公告し、当該意見の 概要について縦覧に供する。

平成24年12月14日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)コストコホールセール北九州倉庫店 北九州市八幡西区本城学研台一丁目
- 2 意見者

本人申出により公表しない。

- 3 提出された意見の概要
 - (1) 駐車場等交通に関する意見

市道本城200号線に駐車場出入口を設置しないこと。

市道本城200号線が迂回路とならないよう誘導し、来店客へ周知徹底を 図ること。

住宅地の生活道路へ進入しないよう誘導し、来店客へ周知徹底を図ること

開店直後は臨時駐車場を敷地外に用意すること。

開店後に届出書との乖離を評価し対策を講じるため、関係者による協議会を設けること。

- (2) その他に関する意見
 - ア まちなみづくり等への配慮について

店舗計画地は、北九州学術研究都市南部地区地区計画内の研究・文化・利便施設A地区にあり、同地区計画内の住宅専用地域に隣接している。両地区を隔てるのは、A地区の高い境界法面と12メートル幅2車線の区画道路である。現況の区画道路(市道本城200号線)は、生活道路・通学路・生活幹線道路として機能している。一方は準工業地域の大規模小売店舗、片方は第一種低層住居専用地域の住宅地で、調和のとれた共存を図る必要がある。大規模小売店舗立地法の指針は、地区計画等の定めのある地域では、その規定に示した事項についてだけではなく、その計画が策定された趣旨等を考慮するように求めている。地区計画は条例化されるが、計画の趣意書や理由書は条例化されない。建築基準法は厳格に条例の規定を適用するために、建築確認は下りて工事は出来るが、開店までには条例化されなかった部分まで考慮するように、と述べていると解釈できる。届出

書には、まちなみづくり等への配慮事項として、「出店予定地での地域性を十分理解した上で街並みを阻害することのないよう周辺環境との調和に心掛けます」と記載されている。述べられた趣旨が実現されるよう、行政の助言・指導が行われることを期待する。

イ 緑化計画について

届出書の「敷地内の緑化計画」として、敷地面積は73,952平方メートル、緑化面積は13,600平方メートル、緑化の方法は極力、来店車の視界を遮らないよう、駐車場内に低木・芝などの緑化に努めます。との記載がある。境界の法面については記載がないが、届出書の図面では緑化されている。現況の境界の自然法面は、地区間の調和を図るためには不可欠で、現に、沿道の住宅のいわば借景となっている。現況同様、境界法面緑化を期待している。

4 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号 北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課
- (2) 北九州市八幡西区筒井町15番1号 北九州市八幡西区役所総務企画課

5 縦覧期間

平成24年12月14日から平成25年1月15日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに平成24年12月29日から平成25年1月3日までの日を除く。)の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

北九州市上下水道局公告第94号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市上下水道局契約規程 (昭和39年北九州市水道局管理規程第25号)において準用する北九州市契 約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4 条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年12月14日

北九州市上下水道局長 吉 田 一 彦

- 1 売り払う物件
 - (1) 所在地 北九州市若松区大字畠田928番3
 - (2) 地目 水道用地
 - (3) 実測面積 1,212.35平方メートル
 - (4) 最低価格 3,891万6,435円
- 2 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所

北九州市小倉北区大手町1番1号 北九州市上下水道局総務経営部経営企画課

(2) 期間

この公告の日(以下「公告日」という。)から平成25年1月24日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)並びに平成24年12月29日から同月31日までの日を除く。)の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

- 3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間
 - (1) 場所

北九州市小倉北区大手町1番1号 北九州市上下水道局総務経営部経営企画課

(2) 期間

公告日から平成24年12月28日まで(日曜日等を除く。) の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

- 4 入札の参加申請書を受け付ける場所及び期間
 - (1) 場所

北九州市小倉北区大手町1番1号 北九州市上下水道局総務経営部経営企画課

(2) 期間

平成24年12月14日から同月28日まで(日曜日等を除く。)の毎

日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- 5 入札及び開札の日時及び場所
 - (1) 入札日時 平成25年1月24日(木)午前10時
 - (2) 開札日時入札締切り後直ちに行う。
 - (3) 入札及び開札の場所小倉北区役所庁舎西棟地下2階第1入札室
- 6 入札に参加することができる者の資格 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を 経過していない者
 - ア 入札を取り消されたことがある者
 - イ 落札者として資格を取り消されたことがある者
 - ウ 申込みを取り消されたことがある者
 - エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者
 - (2) 契約を締結する能力を有しない者(成年被後見人及び被補佐人)並 びに破産者で復権を得ていない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次に掲げる者
 - ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供し ようとする者
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。) 又 は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ウ 次のいずれかに該当する者
 - (ア) 法人でその役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経 営に実質的に関与しているもの
 - (イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者 に損害を加える目的をもって暴力団を利用する等している者
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与 する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与して いる者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (オ) 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用して いる者
- エ 前記アからウまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする 者
- (4) その他北九州市上下水道局契約規程において準用する北九州市契約 規則第2条に該当する者
- 7 入札保証金
 - (1) 入札金額の100分の10以上又は5万円
 - (2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、上下水道局に帰 属する。
- 8 現地説明の集合日時及び場所
 - (1) 日時 平成25年1月17日(木)午後2時
 - (2) 場所 北九州市若松区大字畠田928番3
- 9 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けて も、上下水道局は、補償の責めを負わない。

11 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がないとき、再度入札に付し落札者がないとき、 又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け売り 払う。

- (1) 受付及び申請書を交付する場所北九州市小倉北区大手町1番1号北九州市上下水道局総務経営部経営企画課
- (2) 受付期間

平成25年2月18日から平成25年3月8日まで(日曜日等を除く毎日午前9時から午後5時まで)

12 入札等に係る問合わせ先

北九州市小倉北区大手町1番1号 北九州市上下水道局総務経営部経営企画課

電話 093-582-3141